

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 適合性審査委員会設置要項

公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

### (目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、三者を総称して「統括三団体」という。）は、統括三団体に加盟している中央競技団体（以下、「加盟競技団体」という。）が、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞（以下、「NF向けコード」という。）に適合しているかを審査（以下、「適合性審査」という。）するため、共同して、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

### (審査委員会の構成等)

第2条 審査委員会の構成員（以下、「委員」という。）は、以下のとおりとし、統括三団体が委嘱する。

- (1) 統括三団体の理事（各団体から1名）
- (2) 弁護士（1名以上3名以内）
- (3) 公認会計士（1名以上3名以内）
- (4) 学識経験者（1名以上3名以内）

2 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選によって選定する。

### (委員の資格要件)

第3条 審査委員会の委員は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 加盟競技団体のガバナンスを審査するうえで必要な法令及びその他関係ガイドライン等に精通している者
- (2) 審査対象となる加盟競技団体と利害関係（加盟競技団体の役員、職員、委員会委員、取引先等）のない者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から4年後の3月末日までとする。但し、再任することを妨げない。

2 補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (招集及び議長)

第5条 審査委員会は、委員長がこれを招集する。但し、委員長に事故があった場合は、副委員長がこれを招集する。

- 2 審査委員会招集の通知は、会日の3営業日前までに各委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定によらず、委員全員の同意があったときは、招集の手続を省略することができる。
- 4 審査委員会の議長は委員長とする。但し、委員長に事故があった場合は、副委員長が議長を務める。

### (審査委員会の開催及び決議)

第6条 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

- 2 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。但し、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。
- 3 審査委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く出席委員の過半数で決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 4 審査委員会は、必要に応じて予備調査チームの調査員を審査委員会に出席させ、その意見又は報告を聴取することができる。
- 5 審査委員会は、非公開とする。

#### **(審査委員会の役割)**

第7条 審査委員会の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 適合性審査実施のための調査員の選任及び予備調査チームの設置
- (2) 予備調査チームより提出を受けた予備調査報告書に基づく、各審査項目の評価及び適合性の総合評価
- (3) 予備調査チームより提出を受けた要改善事項の改善結果調査報告書に基づく、要改善事項の評価
- (4) 統括三団体に対する適合性審査報告書及び要改善事項の改善結果審査報告書の答申
- (5) その他、適合性審査実施のために必要な事項

#### **(秘密保持)**

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を、任期中及び退任後において、法令の定め又は官公庁の命令等により開示を義務付けられた場合を除いて他に漏らしてはならない。

#### **(事務局)**

第9条 統括三団体は、協議の上、審査委員会の事務局を設置するものとする。

#### **(議事録)**

第10条 審査委員会における議事については、事務局において議事録を作成し、委員長がこれに記名押印又は電子署名を行う。

- 2 議事録は、統括三団体のホームページで公開する。

#### **(要領等)**

第11条 本要項に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、統括三団体の合意をもって別に定める。

#### **(改 廃)**

第12条 本要項の改廃は、統括三団体すべての理事会の決議を経て行うものとする。

#### **附 則**

本要項は、令和2年4月28日から施行する。